

第18回医薬品副作用被害等救済給付不服申立検討会:2012年12月11日(火)

副作用等被害救済給付の決定内容に係る審査結果

番号	主な原疾患等	医薬品名	副作用名※	理由	審査結果
1	脳腫瘍	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
2	気管支喘息	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
3	骨粗鬆症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
4	適応障害、うつ状態	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
5	気管支喘息	サクソニン100、ソル・ド・ドール40、注射用ソル・マルコート125、フレドニン錠5mg	両側足関節(脛骨、距骨、踵骨)無腐性壊死(疾病) 両側足関節(脛骨、距骨、踵骨)無腐性壊死による両下肢機能障害(障害)	障害等級非該当であるため	保留
6	心房細動、MR、パナルジンによる汎血球減少、脳梗塞	プラビックス錠75mg	薬物性肝障害	不適正使用であるため	棄却
7	膿疱疹様湿疹、体部白癬、腹部白癬	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
8	C型慢性肝炎	ヘクイートン皮下注用100 μ g/0.5mL用、レハトルカセル200mg	貧血	不適正使用であるため	棄却
9	頸脈性心房細動	判定不能	判定不能	判定不能	棄却
10	非定型抗酸菌感染症	判定不能	判定不能	判定不能	棄却
11	反復性うつ病	セロケル100mg錠、ルーラン錠8mg	遅発性ジスキネジア、遅発性ジストニア	救済給付の対象となる入院相当の医療でないため	棄却
12	咽頭炎、急性菌髄炎	—	—	—	保留
13	てんかん、偏頭痛	—	—	—	保留
14	上部消化管出血、非代償性肝硬変	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
15	—	—	—	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則第45条で定める審査の申立ての期間経過後であるため	却下

※副作用のうち、当該医薬品の副作用と認められなかった場合については「なし」と記載。